

## 9-3 下水道

滋賀県の下水道は、4つの下水処理場の区域からなる琵琶湖流域下水道と6つの単独公共下水道からなっており、県内の大部分が琵琶湖流域下水道の処理区域となっています。以下は琵琶湖流域下水道について説明します。

### 1. 高度処理

琵琶湖の富栄養化防止等のために、県内のいずれの処理場でも通常の有機物除去を中心とした処理に加え、窒素、りんを除去を目的とした高度処理を行っています。

### 2. 下水道資源の有効利用

湖西浄化センターでは脱水汚泥を原料として燃料化物を製造し、下水汚泥の資源化を図るとともに温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献しています。また、下水と大気との温度差を利用することにより省エネルギー・省CO<sub>2</sub>の効果が期待される下水熱利用に向けた取組も行っています。

### 3. 市街地排水浄化対策事業

市街地の屋根や道路に堆積した汚れは降雨で洗い流され琵琶湖に流れ出て、琵琶湖の汚濁原因の一つとなっています。草津市の山寺川流域から流出する市街地排水の一部を貯留することで汚濁を沈殿除去するとともに、上澄み水は植生などを利用して浄化することにより、琵琶湖に流入する汚濁負荷(窒素、りん、COD)を削減しています。

### 4. 雨水幹線事業

近年の都市化の進展は、集中豪雨時の流出量を増大させ、家屋の浸水等大きな被害をもたらしています。大量の雨水を安全に流下させるには、川幅を広げるか、新しい川を造る必要がありますが、建物が密集したところで川幅を広げることは困難です。そこで、道路の地下に新たな管渠施設(雨水幹線)を整備し、浸水による被害をなくすようにします。2009(平成21)年6月には守山栗東雨水幹線が一部供用開始しました。

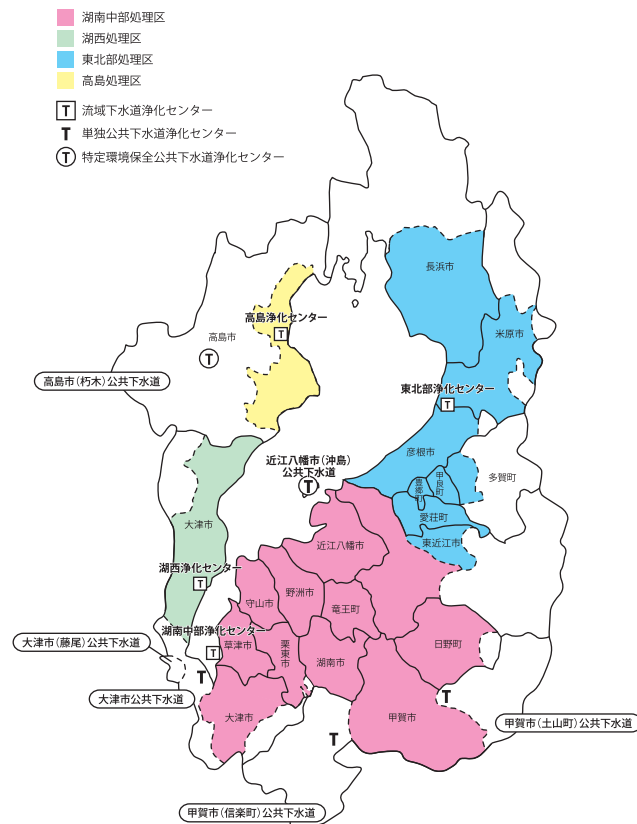


図9-3-1 滋賀県下水道区域(2017(平成29)年度末現在)

表9-3-1 各処理区概要

	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部処理区	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
処理区域面積	約 17,814.4ha	約 2,258.7ha	約 9,500.1ha	約 1,977.5ha
処理区域人口	約 723 千人	約 115 千人	約 266 千人	約 41 千人
処理水量(日最大)	268,500 m <sup>3</sup> /日	52,500 m <sup>3</sup> /日	120,750 m <sup>3</sup> /日	16,400 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式(汚水と雨水とに分けて処理する方式)			
普及率	91.8%	96.3%	80.9%	89.2%

2017(平成29)年4月1日現在

下水道課

【流域下水道】複数の市町からの下水を広域的に集めて一括処理するもので、効率的な下水道整備が可能となります。設置や維持管理などは原則として都道府県が行います。  
 【公共下水道】家庭からの汚水や事務所排水を集め、終末処理場で浄化して河川などに放流するか、または流域下水道につなげて処理します。設置や維持管理などは原則として市町が行います。